葬祭組合告示第4号

平成28年3月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年2月24日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 管理者 小坂泰久

- 1. 日 時 平成28年3月4日(金)午後3時
- 2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

3. 付議事件

- (1) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合情報公開条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組 合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- (2) 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定について
- (3) 平成27年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第3号)

平成28年3月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会会議録

○招集日時

平成28年3月4日(金曜日)午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室 (2階)

○出席議員(5名)

2番	爲	田		浩	佐倉市議会選出
3番	富	塚	忠	雄(副議長)	佐倉市議会選出
4番	蕨		和	雄(議長)	佐倉市長
5番	佐	渡		斉	四街道市長
7番	髙	﨑	長	雄	酒々井町議会選出

○欠席議員(2名)

1番	広	瀬	義	積	四街道市議会選出
6番	森	本	次	郎	四街道市議会選出

○執行部

管	理	者	小	坂	泰	久	酒々井町長
副	管 理	者	横	尾	貞	昭	酒々井町副町長

○議案説明のための出席者職氏名

 事務局長
 藤方英和

 事務局次長
 内田 稔

 施設管理班長
 中村 忍

 施設管理班長
 織田勝広

会計管理者 河 合 昭 男 酒々井町会計管理者

○構成市町出席職員

 佐
 倉
 市
 渡
 辺
 尚
 明
 環境部長

 佐
 倉
 市
 高
 橋
 竹
 男
 生活環境課長

 四
 街
 道
 市
 本
 田
 耕
 資
 環境経済部長

 四
 街
 道
 市
 鈴
 木
 雅
 環境政策課長

酒 々 井 町 芝 野 芳 弘 経済環境課長

○議会事務局出席職員

事務局主查 相 京 夕起夫

○会期

平成28年3月4日(金曜日) 1日

○議事日程

平成28年3月4日(金曜日)午後3時開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

議案第1号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合情報公開条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町 葬祭組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 平成27年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第3号)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後3時00分 開会

○議長(蕨 和雄) ただいまの出席議員は5名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成 28年3月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会は成立いたしました。

これより佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を開会いたします。

◎諸般の報告

○議長(蕨 和雄) 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご 了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(蕨 和雄) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号3番、冨塚忠雄議員及び議席番号7番、髙﨑長雄議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(蕨 和雄) 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。 これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(蕨 和雄) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

◎議案の上程

○議長(蕨 和雄) 日程第4、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(蕨 和雄) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題とします。

それでは、管理者に提案理由の説明をお願いします。

- ○管理者(小坂泰久) 議長。
- ○議長(蕨 和雄) 小坂管理者。
- ○管理者(小坂泰久) 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成28年3月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらず多数の出席を賜りまして、本会議が成立したことに対しまして心からお礼を申し上げます。

ただいまから本臨時会に提案いたしました議案3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合情報公開条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

平成28年4月1日に行政不服審査法が全面改正され施行されることに伴い、当該法令に関連する整備を図るため、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合情報公開条例及び佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合個人情報保護条例について必要な事項を改正しようとするものであります。

次に、議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例制定についてでございます。

給与等の改正については、従前から千葉県人事委員会勧告等に基づき、順次準拠をし、実施している ところであります。このたび千葉県人事委員会勧告、構成市町の改正に準じ、平成27年度、28年度につ いての所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第3号は、平成27年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第3号) についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億9,532万7,000円としようするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、繰入金の基金繰入金を増額しようとするもの でございます。

歳出につきましては、給与改定等に伴う人件費を計上するものでございます。

以上、概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明いたします。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いします。

- ○議長(蕨 和雄) 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いします。
- ○事務局長(藤方英和) 議長。
- ○議長(蕨 和雄) 事務局長。
- ○事務局長(藤方英和) それでは、事務局から細部にわたるご説明を差し上げたいと存じます。

まず、お手元に議案及び議案関係のそれぞれの資料を配付させていただきました。事前に議案調査の ご説明の中でご説明をさせていただいている部分もございますが、議案第1号、第2号資料、それぞれ 順次ご説明を差し上げます。

議案第1号資料1ページ目でございます。議案第1号は、組合情報公開条例及び組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

1番として、改正理由を記載してございます。平成28年4月1日より行政不服審査法が全面改正され施行されるということにつきましては、先月の組合の定例議会の中でご連絡し、また行政不服審査法にのっとった審査会条例をご可決いただいたところでございます。このたびは、この法及び当該条例に関連する条例の整備ということが主眼でございまして、情報公開条例と個人情報保護条例の必要な一部改正をお願いするものでございます。

2番としまして、改正内容をごらんいただきたいと思います。まず、基本的事項については、行政不服審査会条例と同様に、それぞれ準則に倣う形で、準じた内容で法令との整合を図り、必要最小限の改正を施すというものでございます。(1)としまして、情報公開条例の一部改正に関する事項であります。今回議案としてご提案させていただいたのは、それぞれを一つの一部改正条例ということで、及び

条例ということでご提案してございます。及び条例のこの(1)は、第1条関係に記載してございます。 審査請求をする実施機関を再度明示したというのが第1点であります。新旧対照表がそれぞれ次のページからありますが、また別途ご説明を差し上げます。また、審査会の手続については、従前同様の諮問の手続をするということを明示したものでございます。3点目でありますが、追加事項としまして法にのっとって今回諮問のときには弁明書という形式の手続の写しを添付して送付しなければいけないということが義務づけられましたので、条例に追加してございます。

- (2)は、個人情報保護条例の一部改正について、及び条例の第2条ということで掲げてございます。 これは、(1)の情報公開条例と同様の趣旨でありますが、追加事項を除いて同じ趣旨の改正でござい ます。及び条例の第2条の中に記載してございますが、既存の条例の条文の第何条というところが異な るというのみでございます。
- (3) に掲げてありますのは、共通して及び条例の中で改正する事項であります。また、附則において、関連する字句の修正等について記載してございます。まず、1点目でございますが、法令上の審理員の役職については、置かないということにさせていただきまして、従前同様の手続を維持した形になっております。これは、準則のとおりであります。また、2点目として、用語の修正、字句の整理、これは今回法令の中で「不服申立て」という言い方が全て「審査請求」ということに統一されましたので、同様に修正しております。また、附則のところでは、同じ字句の修正でございますが、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の中で、その字句、用語の修正が該当しましたので、掲げてございます。

3点目としまして、施行期日でございますが、法令、また審査会条例と同様に平成28年の4月1日からということで施行期日を定めてございます。

4点目としまして、近隣の構成市町、一部事務組合の動向であります。(1)としまして、構成市町の状況でありますが、佐倉市におきましては平成27年、昨年の12月議会で既に可決を頂戴しておるということであります。四街道市及び酒々井町につきましては、この3月議会で上程するということで伺っております。

(2)の近隣の一部事務組合の状況でありますが、やはり清掃組合、消防組合、印旛広域組合それぞれこの3月議会で上程するということでありまして、衛生組合におきましては構成団体等の関係で検討されているということでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。 2ページ目につきましては、行政不服審査法の該当する新旧対照表のところでも引用しておりますが、条文が多岐にわたっておりますので、参考として特に第9条が審理員等について記載してございます。また、第29条、一番下のほうでございますが、弁明書の定義、要件等について記載してございましたので、参考に資料として添付させていただきました。

新旧対照表、3ページ以降でございます。横版になります。3ページのところは、情報公開条例の今申し上げた改正の趣旨に対する事項をアンダーラインとゴシックで記載してございますが、ただいま申し上げましたように右の欄で「不服申立て」という表現が「審査請求」になり、左の第17条の2、17条の3ということで、従前の規定を再度明示した形で準則の記載要領に倣って改正をさせていただこうとするものであります。

4ページ以降をごらんいただきたいと思います。これにつきましても同様でございます。これが5ページまで新旧対照表で記載させていただいております。

6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましては、個人情報保護条例の新

旧対照表でございますが、今の情報公開条例と同様の改正で、条文の異なるものについて明示をさせて いただきました。

8ページをごらんいただきたいと思います。これが附則で掲げた字句の修正であります。

9ページも同様で、行政不服審査法が全面改正ということでありますので、法令番号等の引用の修正 を施したものでございます。

以上、10ページまでが新旧対照表、第1号議案に係る資料でございます。

続きまして、11ページから第2号議案の資料でございます。第2号議案は、組合の一般職職員の給与 に関する条例の一部改正でございます。

1としまして、改正の理由でございますが、千葉県の人事委員会勧告及び国の人事院勧告、構成市町の状況に照らして、このたび改正を実施させていただこうとするものでございます。特に構成市町、佐倉市に体系上は準拠させていただいておるという状況でありますが、人事委員会勧告の平成27年度分、また平成26年度分を照らす中で、給与条例は平成27年度と平成28年度の2カ年にわたるものの改正を記載してございます。

2番目の改正内容の欄をごらんいただきたいと思います。第1条関係では、①、②と記載してございますが、平成27年度分の、去年の4月1日にさかのぼって適用する遡及適用の事項の改正であります。 ①としまして、期末勤勉のうちの勤勉手当の引き上げが勧告されました。従来の米印のところで、表で示しておりますが、4.10という年間の期末勤勉の率から0.1月分引き上げるということで、1.5月が1.6月になるという改正でございますが、平成27年度分につきましては12月の期末勤勉手当の率を、2段目に勤勉12月期0.85とありますが、旧来の0.75月をここで0.1月分調整させていただいて引き上げるという改正の案でございます。この年間の調整は、次のところでご説明いたします。

②をごらんいただきたいと思います。月例給、いわゆる給料でございますが、これにつきましても平成27年の4月からさかのぼって適用されるということでありまして、人事委員会の勧告のとおり給料表の平均で0.3%引き上げるという内容で準拠させていただいております。

第2条関係でございます。①としまして、等級別基準職務表の規定というふうに掲げてございます。 これにつきましては、この4月、平成28年度からの施行ということでございます。これは、従来例規上 は規則の中で掲げていた事項を条例に格上げして給与条例の中で明示するという趣旨でございます。こ れにつきましても、別表で構成市町の記載要領と倣って、葬祭組合の独自の職名もございますが、記載 してございますので、追って説明をさせていただきます。

②、管理職特別勤務手当の支給の拡大でございます。これは、やはり平成28年度4月からの施行ということでありますが、内容的には平成26年度の人事委員会勧告をそれぞれ構成市町に倣って今回改正しようとするものであります。週休日等以外の夜中の午前零時から午前5時までの間で管理職が勤務した場合、6,000円を超えない範囲で規則で定めると。現行も管理職特別勤務手当ございますが、その支給の対象要件を拡大するというものであります。これについては、例えば災害あるいは臨時的な業務等々で管理職員が夜中から夜明けまでの深夜従事した場合ということで、特例的に定めようとするものでございます。また、米印のところで、平成28年度分の支給月数を調整して改正しようとするものがございます。先ほど第1条の中で、0.1月分を12月期のいわゆるボーナスの中で調整するということがございました。平成28年度におきましては年間の支給月数、この表の下の一番右のほうにやはり4.20とありますが、平成27年度で4.20月に改正したものは同様に4.20月のままでございます。6月期と12月期、中央

にございますが、そこの勤勉手当を同じ0.8月で調整するという改正で、これも構成市町と全く同様でございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。第3条関係であります。①としまして、通勤手当の改正がございます。これも平成26年度の人事委員会勧告の趣旨を千葉県、構成市町同様に今回改正しておりますので、主に佐倉市のご指導のもと、通勤手当の改正を平成28年10月1日から施行しようとするものでありまして、これにつきましては引き下げの事項になります。普通自動車につきまして、人事委員会勧告の内容に沿う形で減額して調整するというもので、平成28年度の10月からということでございますが、ただし書きで減額が大きい部分等について考慮して、当分の間はその引き下げた額にそれぞれ3,000円を加算しようとするもので、佐倉市と同様の内容で改正の案文とさせていただいたものでございます。

3番目の施行期日でありますが、ただいま申し上げました平成27年度の4月からの遡及適用分と平成28年度の4月、また平成28年度の10月1日ということで、それぞれ5項目を再度記載させていただきました。

4番目の近隣の動向でありますが、佐倉市におきましては平成28年の2月議会で、この段階では予定とありますが、上程されております。四街道市、酒々井町については、3月議会ということであります。近隣の組合は、それぞれ当組合が一番早い段階ですが、3月議会ということと、先ほどの条例の一部改正と同様に、衛生組合については現在調整中ということで伺っております。

5番目として、具体的な組合の職員に対する影響等の状況についてご説明を差し上げたいと思います。 この結果、プラス・マイナスが多少出るということでありますが、年間の引き上げ額が、現在職員11名 でございます、この年間平均に換算した場合、おおよその金額で約6万7,000円程度増額されるという ことで試算をしております。給料につきましては年額で1万2,000円ほど、期末勤勉手当の部分ははね 返りで 5 万5,000円ほど、合計で 6 万7,000円ということで試算をさせていただきました。これは、ほぼ 人事委員会勧告の試算と同様でございますが、通勤手当と地域手当がその下の段にございます。通勤手 当につきましては、引き下げに該当する事項ということで、職員平均で1,500円ほど月額で下がるとい うことでございます。ちなみに、改正前の基準が6,500円から2万100円という職員が、改正後の表の適 用でいきますと2,000円から1万6,460円ということで引き下げられた、その対象となる平均が1,500円 であるということであります。地域手当につきましては、9%を上限として、その範囲内でというのが 昨年度改正の中で可決頂戴しておりますが、今回この条例がご可決頂戴した結果、3月中によろしけれ ば人事委員会勧告の内容のとおり、昨年の平成27年4月からさかのぼって、現在7.5%であるものを8.3% に引き上げさせていただく予定で、規則の中で改正するということを明示させていただいて、給与条例 の改正部分としてお示しをさせていただきたいと思います。この率の引き上げに伴って、現在の1万 7,000円から4万9,000円年間ではね返りの引き上げになりまして、職員平均で年間3万3,000円ほどの 引き上げになると。これは、年間の引き上げ額に含んだ内訳ということでご説明をさせていただきます。

なお、当組合では例年給与の改定に際して事前に職員に人事委員会勧告の内容を示し、説明し、特に引き下げ等個々に該当する職員には個別に説明を施させていただいております。引き上げる場合ももちろんでございますが、引き下がる部分については特に過去の部分でも同様に説明しておりますので、今回も事前説明と議会後の事後説明をする予定でおります。

13ページ以降は、準則、構成市町と同様の条立てでの改正で、具体的にはゴシックで記載しておりま

すが、議案調査の事前説明で申し上げましたとおりでございますので、詳細については割愛をさせていただきたいと思います。これが19ページ、20ページ、21ページまで記載してございます。

次に、議案第3号の補正予算の関係について、横版になります補正予算書をもとにご説明をさせていただきたいと思います。まず、1ページ目をお開きいただきたいと思います。これは、議案文でございまして、第1条のところで歳入歳出54万7,000円を増額し、歳入歳出の総額を2億9,532万7,000円としようとするものでございます。

歳入歳出の具体的な内容でございますが、2ページ、3ページ目で記載してございますが、2ページ の歳入におきましては繰入金であるということで、先ほど提案理由でご説明したとおりでございます。

歳出の関係でございますが、9ページ目をごらんいただきたいと存じます。これにつきましては、予算書の編成のシステム上職員手当等という記載でございますので、今回人事院勧告、人事委員会の勧告、構成市町の改正内容に準拠した内容で、職員手当に限った内容でございまして、2月議会でも申し上げたとおり、それに限った補正を今回ご提示してございますので、総額で54万7,000円でございますが、これだけでは細部がわかりづらいと思いますので、11ページ目をごらんいただきたいと思います。11ページの上段でございます。この表で、職員手当の内訳とございますが、これがまさしく今の職員手当等の具体的な内訳内容でございます。左から地域手当、勤勉手当とございます。これがそれぞれ人事委員会勧告に倣って改正した予算上の補正額に係る部分でございます。また、扶養手当、管理職手当、期末手当、通勤手当等につきましては、平成27年度の4月の、2月に補正で計数整理をした概算で職員が1人勇退されたことに伴う部分の補正で調整しようとした計数整理でございます。

下の(2)の欄をごらんいただきたいと思います。今回人事委員会勧告で給料表の改定がございましたので、これについては給料の欄の右の給与改定に伴う増減分ということで、職員の11名の中では3万7,000円の引き上げが具体的な内訳として発生いたします。その他の増減分ということで記載しましたが、人事異動等、つまり職員1名勇退等に係る具体的な補正の財源として、減になる部分がありましたので、プラス・マイナスで特に補正は要しないということでございます。下の職員手当の欄が54万7,000円、これがまさしく補正に該当する金額でございますが、給与改定の部分とさきの内訳をプラス・マイナスさせていただきまして、それぞれ調整し、今回の補正に及んだ次第でございます。

13ページの欄をごらんいただきたいと思います。これは、級別の標準的な職務内容と記載してございます。また、これとあわせて、先ほどの給与条例、第2号の議案の中で、別表で職務表がございます。よろしければそちらもごらんいただきたいと思うのですが、ここの13ページに掲げた職務表の名称につきましては、平成27年度中の葬祭組合で現に補職をしている名称を代表に、それ以外に規則で定めたもの、現在のものを掲げてございます。給与条例のほうの職務表につきましては、平成28年度予定ということでございますので、多少の差異はございますけれども、基本的には適切に補職名を規則改正した場合は条例でも議会のほうにお諮りするという考え方で臨んでまいりたいと考えております。

最後に、14ページのキの欄に地域手当のさかのぼって改正のところで8.3%の予定であるということで記載してございますことと、15ページのケ、その他の手当のところをごらんいただきたいのですが、これにつきましての一番下、通勤手当の欄につきましては、当然のことながら平成28年の10月で改正を予定しているというものは含まず、平成27年度の状況を具体的に記載してございます。

以上をもちまして細部説明ということでご了承いただきたいと存じます。ありがとうございました。

◎質疑、討論、採決

○議長(蕨 和雄) これより従前同様に1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いします。

なお、再質問は2回まででございます。

議案第1号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(蕨 和雄) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(蕨 和雄) 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(蕨 和雄) 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(蕨 和雄) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(蕨 和雄) 討論なしと認めます。

それでは、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(蕨 和雄) 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(蕨 和雄) 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(蕨 和雄) 討論なしと認めます。

それでは、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(蕨 和雄) 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(蕨 和雄) 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成28年3月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会臨時会を閉会いたします。 午後3時36分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議長 蘇 和 雄 議員 富 塚 忠 雄 議員 髙 崎 長 雄